

一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 法制契約課において行う物品の購入等に係る一般競争入札の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札等)

第2条 入札参加者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

2 電子入札システムにより入札に参加する者は、入札書を公告で指定された期日までに提出するものとする。

3 那覇市物品購入等電子入札運用基準第25条に掲げる事由により、紙による入札(以下「紙入札」という。)で参加を希望するときは、発注者へ「紙入札参加承認願(第1号様式)」を当該入札の入札書受付締切日までに提出し、発注者から紙入札による入札参加の承認を得なければならない。

4 紙入札による入札参加者は、入札書に必要な事項を記載の上記名押印し、所定の入札箱に投入しなければならない。代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状には、法人代表者の使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。

5 紙入札による入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 紙入札による入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が完了するまでの間はこの限りではない。

7 紙入札の場合は、入札金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部には「¥」マークを記載する。

8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第4条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札書の提出後は、辞退届を提出することができない。ただし、入札参加者からの申し出により市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 入札期限までに入札書等がシステムに到達していない場合は、入札を辞退したものとみなす。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札について不利益を被ることはない。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札参加申請書にて意思表示をしていない者がした入札
- (3) 有効期限切れの I C カードを使用した入札及び入札時に失効事由が生じている I C カード（実際の代表者氏名、商号又は名称が異なるもの）で行った入札
- (4) 電子入札システムに到達した入札金額その他所定の情報（紙入札の場合は、記載金額その他所定の情報）が確認できない入札
- (5) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (6) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 法制契約課に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載又は押印された入札書（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りでない。）
- (9) 郵送による入札
- (10) 紙入札の場合は、入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (11) 紙入札の場合は、入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (12) 紙入札の場合は、所定の様式以外を使用した入札
- (13) 紙入札の場合は、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (14) 紙入札の場合は、再度入札（2 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (15) 紙入札の場合は、虚偽の記載及び申告が明らかな入札
- (16) 紙入札の場合は、入札書の記載金額を訂正した入札
- (17) 紙入札の場合は、発注者名、住所、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札
- (18) 紙入札の場合は、入札書の金額や¥マークの記載がない入札
- (19) 紙入札の場合は、委任状を持参しない代理人のした入札
- (20) 代理人が行う紙入札において、委任状及び入札書の代理人氏名、押印を欠く入札
- (21) 紙入札の場合は、鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (22) その他入札の条件に違反した者が提出した入札

(落札者の決定)

第7条 入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札

がないとき)は、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の再度の入札は、1回のみ実施するものとする。

(同価格の入札参加者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札参加者は、くじを引くことを辞退することはできない。(電子入札システムによる入札の場合は、電子入札運用基準による。)

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が連合し又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(落札後の手続)

第11条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当から交付された契約書案へ記名押印を行い、落札者決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、これを提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(異議の申立て)

第12条 入札参加者は、入札後、入札条件等及びこの心得、契約書案について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

那覇市物品購入等電子入札運用基準

本運用基準は、那覇市長(以下「発注者」という。)が発注する物品の購入等の電子入札システムによる入札(以下「電子入札」という。)を適正かつ円滑に運用するため、他に定めるもののほか、電子入札に必要な事項を定めるものとする。

目次

- 第1章 電子入札の基本方針(第1条・第2条)
- 第2章 利用者登録及びＩＣカードの取扱い(第3条―第6条)
- 第3章 電子入札案件の公表等(第7条・第8条)
- 第4章 入札書等の提出(第9条―第11条)
- 第5章 開札(第12条―第19条)
- 第6章 提出書類等の取扱い(第20条―第24条)
- 第7章 紙入札(第25条―第28条)
- 第8章 障害発生時の対応(第29条)
- 第9章 電子入札システム等の運用時間(第30条)

付則

第1章 電子入札の基本方針

(電子入札運用の基本)

第1条 発注者が電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理するものとし、電子入札以外の紙による入札(以下「紙入札」という。)は、原則として認めないものとする。

(電子入札の対象)

第2条 電子入札の対象となる事業及び入札形態は次のとおりとする。

対象事業	入札形態
物品の購入等	制限付一般競争入札 指名競争入札

2 発注者は、電子入札とする案件については、当該入札案件に対する入札公告又は指名通知書にて電子入札指定案件である旨を明示するものとする。

第2章 利用者登録及びＩＣカードの取扱い

(入札参加者の利用者登録)

第3条 本市における競争入札参加資格を有し、電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者(以下「特定認証局」という。)が発行した電子証明書を格納したカード(以下「ＩＣカード」という。)を取得し、電子入札システムにて利用者登録を行うものとする。

2 入札参加者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行わな

なければならない。

(登録 I C カードの取扱い)

第 4 条 入札参加者が利用者登録できる I C カードの数は、1 者につき複数枚可能とする。

- 2 入札参加者は、利用者登録済みの I C カード(以下「登録 I C カード」という。)の失効が生じた場合(登録 I C カードの有効期限が到来する場合において、特定認証局へ失効届を提出したときを含む。)は、新たに取得した I C カードをもって再度利用者登録を行うものとする。

(I C カードの名義人)

第 5 条 I C カードの名義人は、原則として、物品購入等入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている代表者(委任している場合は、名簿に登録されている受任者)とする。

(I C カードの不正使用等の取扱い)

第 6 条 入札参加者は、不正に登録 I C カードを用い、又は失効事由が生じている登録 I C カードを用いて電子入札に参加してはならない。

- 2 発注者は、開札後落札者又は落札者となり得る候補者(以下「落札候補者」という。)に前項に反する入札が判明したときは、落札候補の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留、契約解除等の措置を行うことができるものとする。

第 3 章 電子入札案件の公表等

(入札情報公開システムによる公表)

第 7 条 発注者は、物品の購入等の入札公告、入札結果等の公表の方法は、書面による掲示・閲覧等のほか、入札情報公開システムにより行うものとする。

(公表した案件情報の錯誤に対する措置)

第 8 条 発注者は、入札公告日又は指名通知日以降において、公表した案件情報の表記に錯誤がある場合には、次の手順により改めて新規案件として公表を行うものとする。

- (1) 錯誤案件に対して入札書の提出が行われるのを防ぐため、直ちに受付を締め切る。
- (2) 錯誤案件が錯誤である旨を案件名に追記し、入札参加者に修正した新規案件に改めて入札参加するよう示す。
- (3) 既に入札書の提出のあった入札参加者に対しては、確実に連絡のとれる方法で連絡し、修正した新規案件に対して入札に参加するよう依頼する。

第 4 章 入札書等の提出

(期日等の設定)

第 9 条 入札書等の受付開始日時及び締切日時は、案件ごとに設定するものとする。

- 2 入札書受付締切日は、原則として開札日の前日とする。

(入札書等の提出方法)

第 10 条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。

- 2 入札参加者は、発注者から入札金額内訳書の提出を求められたときは、発注者が指定する様式にて作成し、電子ファイルにより入札書と同時に提出するものとする。この場合において、

入札金額内訳書の作成に使用するファイル数は1ファイルとし、ファイル作成方法及びその取扱い方法については、第6章の規定を適用するものとする。

(入札の辞退届)

第11条 指名競争入札参加者が入札を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。

第5章 開札

(開札の執行)

第12条 発注者は、事前に設定した開札日時に開札を行うものとする。ただし、当該入札に第7章に規定する紙入札により入札に参加する者(以下「紙入札業者」という。)がいる場合は、発注者の開札執行宣言後、紙による入札書(以下「紙入札書」という。)の記載金額等を電子入札システムに登録した後、システムによる開札を行うものとする。

(開札時の立会い)

第13条 発注者が別に定める要綱及び心得等の規定にかかわらず、電子入札においては、地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の8第2項及び第167条の13の規定を適用し、入札者又は当該入札事務に関係のない職員(以下「入札者等」という。)を立ち会わせないで開札を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札に紙入札業者がいる場合であって、入札金額の改ざん等の不正行為防止のため入札者等の立会いが必要と発注者が認めたときは、自治令第167条の8第1項及び第167条の13の規定を適用し開札を行うものとする。

(入札書等未到達者の取扱い)

第14条 入札書受付締切日時において入札書等が電子入札システムサーバーに到達していない場合は、入札を辞退したものとみなす。

(複数入札等の取扱い)

第15条 発注者は、複数落札の制限のある案件等に係る入札書の開札を行う場合は、先に執行した入札の落札者がその後に執行する入札案件に入札書を提出しているときは、当該入札書を開札した後に落札者を決定するものとする。

2 発注者は、先に執行した入札が何らかの事情により落札決定が保留となった場合には、後に執行する入札の入札書は全て開札し、その結果、落札候補者が先に執行した入札の落札候補者と同一のときは、先に執行した入札の落札者が決定するまで落札を保留とする。

(入札書提出後の修正等の処理)

第16条 入札書は、入札参加者の送信データが電子入札システムサーバーに到達した時点で提出されたものとし、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回はさせないものとする。

2 発注者は、電子入札システムによる入札書の提出後、開札前に当該入札参加者の参加資格が喪失したと認められるとき(指名停止処分又は倒産等のとき)は当該入札書を無効として開札しないものとする。

(くじによる処理)

第17条 発注者は、落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、原則として電子入札システムによる電子くじをもって落札者

等を決定するものとする。

2 発注者は、開札の結果、電子入札システムによる電子くじを行ったときは、その結果を電子入札システムにて入札参加者に公表するものとする。

3 第15条第1項及び第2項について、後に開札する案件において電子くじで落札者等を決定する場合であって、当該入札参加者が落札者等となるべき同価の入札をしたときは、当該入札参加者を電子くじ対象者に含めて電子くじを執行するものとする。

（落札者の決定通知）

第18条 発注者は、電子入札により落札者を決定したときは、「落札通知書」を落札者に通知するものとする。

（落札者決定が遅れる場合の処理）

第19条 発注者は、落札者決定が開札予定日時から著しく遅延する場合は、当該入札参加者に状況の説明を行うものとする。

第6章 提出書類等の取扱い

（使用アプリケーション及びファイル形式等の指定）

第20条 入札参加者が当該入札案件にて提出する書類（以下「提出書類等」という。）を電子入札システムの機能を利用して電子ファイルにより提出するときは、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は、下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	「doc」又は「docx」形式
2	Microsoft Excel	「xls」又は「xlsx」形式
3	その他のアプリケーション	・PDF ファイル ・画像ファイル(JPEG 形式、GIF 形式) ・その他特別に認めたファイル形式

（圧縮方法の指定）

第21条 提出書類等をファイル圧縮する場合は、ZIP 形式に限定するものとする。

（提出書類等の持参の基準）

第22条 提出書類等のファイル容量は3メガバイト以内とし、3メガバイトを超える場合は持参するものとする。なお、持参する提出書類等は一式とし、電子入札システムによる電子ファイルとの分割提出を認めないものとする。

（持参書類の提出期日及び提出場所）

第23条 提出書類等の提出期限は、入札案件の公告に示す当該提出書類等の提出期限と同じとする。

2 前条の規定による提出書類等の提出場所は、公告又は指名通知書に示す場所とする。

（ウイルス対策）

第 24 条 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ常に最新のバージョンファイルを適応して提出書類等を作成し、送信する際には、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

2 発注者は、入札参加者から送信された提出書類等へのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止して当該入札参加者に提出書類等がウイルス感染している旨を電話等で連絡し、別途提出書類等を持参するよう指示するものとする。

第 7 章 紙入札

(紙入札を認める特例)

第 25 条 入札参加者は、次に掲げる事由により紙入札による入札参加を必要とするときは、発注者へ「紙入札参加承認願(第 1 号様式)」を当該入札の入札書受付締切日までに提出し、発注者から紙入札による入札参加の承認を得なければならない。

(1) 登録 I C カードの失効(代表者、商号又は名称の変更が生じた場合)、破損等で使用できなくなったことによる、I C カード再発行の申請中の場合

(2) システム障害等により電子入札での参加ができない場合

(3) その他発注者がやむを得ない事由があると認める場合

2 発注者は、前項の「紙入札参加承認願」が提出されたときは、全体の入札手続の影響を考慮したうえでその認否を決定し、その結果を「紙入札参加(承認・不承認)通知書(第 2 号様式)」により通知するものとする。

(紙入札の取扱い)

第 26 条 前条の規定に基づき紙入札での参加又は紙入札への変更を認めた場合は、発注者は、次の処理を行うものとする。

(1) 紙入札業者に対し、電子入札に係る作業を行わないよう指示する。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱う。

(2) 紙入札業者に提出書類等の様式を指定し、当該電子入札案件の開札日時に応札するよう指示する。

(紙入札書の入札・開札場所)

第 27 条 発注者は、紙入札書の入札・開札場所を「紙入札参加承認通知書」等により紙入札業者に示すものとする。

(紙入札による入札方法)

第 28 条 紙入札業者は、持参する紙入札書等に必要な事項を記載のうえ記名押印し、指定された入札及び開札場所に設置された所定の入札箱に投かんするものとする。また、発注者から入札金額内訳書の提出を求められたときは、当該入札書と併せてこれを投かんするものとする。

第 8 章 障害発生時の対応

(発注者側の障害発生時の対応)

第 29 条 発注者は、電子入札システムの障害等により、電子入札の執行が困難な場合は、状況を調査確認し、復旧見込み等を総合的に判断して入札参加申請、入札及び開札の延期若しくは

中止又は紙入札への変更などの対応をとるものとする。この場合、状況に応じ、ホームページ、電子メール、電話等の手段により入札参加者等に連絡・公表を行うものとする。

- 2 発注者は、電子入札システムの障害により開札を中止する場合は、既に提出された入札書の開札を行わないものとする。
- 3 発注者は、当該案件を電子入札から紙入札への変更を決定したときは、案件名に「紙入札に移行」と表記し、以後入札参加者に対し当該案件に係る電子入札システムによる処理は行わないよう指示するものとする。

第9章 電子入札システム等の運用時間

(電子入札システム等の運用時間)

第30条 電子入札システム、電子入札ヘルプデスク及び入札情報公開システムの運用時間は、次のとおりとする。

区 分	運用時間	備 考
電子入札システム	発注者 午前8時00分～午後10時00分	土曜日、日曜日、国民の祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12/29～1/3)は終日休止
	応札者 午前8時00分～午後10時00分	
入札情報公開システム	発注者 午前8時00分～午後10時00分	
	応札者 午前6時00分～午後11時00分	
電子入札ヘルプデスク	午前9時00分～午後5時30分	

付 則

(施行期日)

この基準は、令和4年7月22日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 25 条関係)

紙入札参加承認願

年 月 日

那覇市長 宛

所在地

商 号

代表者

印

(使用印鑑届出印)

次の案件について、下記の理由により電子入札による参加ができないため、
紙入札による参加を申請します。

記

1 件 名

2 電子入札で参加できない理由(□にチェックを入れてください。)

☐ 電子証明書(I C カード)の失効、破損等により再発行申請中

[失効事由]

☐ 代表者の変更

☐ 商号の変更

☐ 破損

☐ パソコン又はシステム障害等により復旧作業中

☐ その他()

第2号様式(第25条関係)

年 月 日

所在地

商 号

代表者

様

那覇市長

紙入札参加(承認・不承認)決定通知書

年 月 日付け申請のあった下記の案件への紙入札による参加については、下記のとおり、決定したので通知します。

記

件 名 _____

☐承認します。

入札・開札日時 _____

入札・開札場所 _____

☐承認しません。

理由